

●香川県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年4月3日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字永惣7349番 地先から 高松市東植田町東高様3121番 53地先まで	12.3～35.5	58	平成24年香川県告示第515号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年4月3日